

## 東御市総合福祉センター照明器具 LED 化改修工事 特記仕様書

- 1 内訳書記載の器具の品番は参考品番であるため、同等品相当以上のものとする。
- 2 工事については、閉庁日を含め業務等に支障のないよう実施すること。
- 3 上記2を踏まえ、担当者、関係課と十分協議し、工事着手前に施工計画書、工程表、材料承認申請など工事に必要な書類を提出し、承認を得てから実施すること。
- 4 工事及び資材の搬入等については、来庁者等の安全確保に十分配慮すること。
- 5 提出書類については、別紙提出書類リストのほか、竣工図を作成し、Jww及びPDFにて提出すること。
- 6 起債事業であるため、発注者が行う申請報告等の資料作成に協力をすること。